

小金井都市計画区域内における都市計画道路及び都市計画公園に関する都市計画法第53条第1項の許可取扱基準

都市計画法（昭和43年法律第100号）第54条の規定に該当する建築物以外の建築物で、次に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、容易に移転し、又は除去することができるものであるときは、同法第53条第1項の許可をすることができる。

- 1 市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等）等の支障にならないこと。
- 2 階数が3、高さが10メートル以下であり、かつ、地階を有しないこと。
- 3 主要構造部が、木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- 4 建築物が都市計画道路区域又は都市計画公園区域の内外にわたり存することになる場合は、将来において、都市計画道路区域又は都市計画公園区域内に存する部分を分離することができるよう、設計上の配慮をすること。

付 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和7年4月22日から施行する。